

障企自発第0108001号平成21年1月8日

「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」文書のポイント

障害福祉計画の作成に関する事項

市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項（基本指針：別表第二関連）

各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

1. 手話通訳者設置事業の「実設置見込み者数」が数値目標に入りました。

(2) コミュニケーション支援事業について、今回は手話通訳者・要約筆記者派遣事業の「実利用見込み者数」だけでしたが、今回は、新たに手話通訳者設置事業の「実設置見込み者数」が加わりました。

これまで要望してきた手話通訳者設置と派遣の一体的な運営に向けて、実施率の低い手話通訳者設置事業の実施を促すことを明確にしたものとして評価できます。それぞれの地域の実情にあった設置方法を考えていく必要はありますが、厚労省の一步前進した姿勢を活用して、市町村での手話通訳者設置事業の実施が広がるよう取り組んでいきましょう。

【考えられる具体的な取り組みの例】

市町村に、今回の通達をもとに「実設置見込み者数」を障害福祉計画に盛り込むように働きかける。

手話通訳設置事業の実施は、「当初から正職員としての採用」とすることを基本とする（例：福島県会津若松市、石川県白山市）。ただし、正職員としての採用がさまざまな事情でむずかしい場合は、「当初は非常勤などの形態で採用、実績を積んで必要性の理解を広めて正職員としての採用」という二段階方式で取り組む。

2. 奉仕員養成・研修事業、通訳者養成・研修事業の「修了・登録見込み者数」の扱いについて

(7) 上記の他の事業について、(例) 奉仕員養成研修事業の実養成研修修了見込み者数(登録見込み者数)が入りました。

基本的な考え方とところに「必須事業であるコミュニケーション支援事業の円滑な実施を図るためには人材の養成が重要であることに鑑み、奉仕員養成研修事業及び手話通訳者養成研修事業は都道府県と市町村が協力して計画的に進めるようお願いしたい」としていただきます。これについては、平成20年12月22日に出された「第2期障害福祉計画の作成に係るQ & A (3)」を合わせて読んでください。

全日本ろうあ連盟、自立支援法対策中央本部としての私たちの方針は、

手話奉仕員養成・研修事業は市町村で実施する。修了の扱いは、手話奉仕員の派遣とならないよう「登録」はせず「修了」扱いとする。

手話通訳者養成・研修事業は都道府県で実施する。修了の扱いは、手話通訳者登録試験を行い合格した者を登録することで「登録」扱いとする。

要約筆記奉仕員養成事業については、都道府県で実施し、修了後に本人の意思を確認して、あるいは登録試験により登録することで「登録」扱いとする。

というものです。

これに合わせて、

- ・市町村において実施する手話奉仕員養成事業は「修了」見込み数を記載する。
- ・都道府県において実施する話通訳者養成事業と要約筆記奉仕員養成事業は「登録」見込み数を記載する

となるように、都道府県・市町村担当者に確認の取り組みをお願いします。

